

青森県災害救助法施行細則の一部改正（案）

1 改正の経緯及び趣旨

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴う所要の改正を行うほか、押印を求める手続の見直しのため、以下のとおり青森県災害救助法施行細則の一部改正を行います。

2 改正内容

現行細則から改正する項目	
条項の名称	改正内容
第1条の2	当該条項中の「及び第2項に規定する救助」を「に規定する救助及び同条第3項に規定する救助（法第2条第1項の規定によるものに限る。）」に改める。
第6条	当該条項中の「及びその」を「が各通に記名押印し、かつ、その」に改め、「記名し、印を押さなければ」を「記名しなければ」に改める。
別表第一の一の1の(三)	当該条項中の「設備費」の下に「（法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が定める経費）」を加える。
別表第一の一の1の(六)	当該条項中の「避難所」を「法第4条第1項第1号の避難所」に改め、「以内」の下に「とし、同条第2項の避難所を開設できる期間は、法第2条第2項の規定による救助を開始した日から知事が定める日までの期間」を加える。
別表第一の六の3	当該条項中の「1月以内」を「3月以内（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内）」に改める。
別表第一の十二の1の(一)	当該条項中の「被災者」の下に「（法第4条第2項の救助にあつては、避難者）」を加える。

様式の名称	改正内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公用令書 (第1号様式、第7号様式、第10号様式) ・ 公用変更令書 (第2号様式) ・ 公用取消令書 (第3号様式、第8号様式) 	<p>受領者の押印欄を削除する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法による療養等扶助金支給申請書 (第13号様式) 	<p>申請者の押印欄を削除する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 損失補償請求書 (第5号様式) ・ 災害救助従事者実費弁償請求書 (第12号様式) ・ 災害救助費繰替支弁金払戻請求書 (第14号様式) 	<p>請求者の押印欄を削除する。</p>

3 今後の予定

公布日：令和4年1月～2月（予定）

施行期日：公布日。ただし、細則別表第一の一の1の(三)及び(六)並びに十二の1の(一)の規定は令和3年5月20日から、同表の六の3の規定は同年6月18日から適用する。